

湯前町地域おこし協力隊募集要項

湯前（ゆのまえ）町は熊本県の南部に位置し、九州山地等の山々に囲まれ、日本三大急流の球磨（くま）川が流れる自然豊かな、人口およそ4千人の小さな町です。

町出身の政治風刺漫画家故 那須良輔氏の偉業を保存・展示する館として開館された湯前まんが美術館では、人気作品の原画展やアニメなどの特別企画展を定期的を開催しており、国内でも早い時期からまんがを核としたまちづくりに取り組んでいます。

また、建物や仏像をはじめ、多くの歴史や文化が残っており、平成27年度には、その歴史と文化の物語が日本遺産群として文化庁に認定をされています。

今回募集をします林業について、伐期を迎えた人工林が多く存在する奥球磨地域（水上村・湯前町）では、主伐や利用間伐によって意欲的に素材生産が行われているものの、林業労働力は十分な状況とは言えず、素材生産の効率化と人材確保・育成が喫緊の課題となっています。豊富な森林資源を最大限還元するためには、地域内での製材割合を高め、地域の主要な産業である林業・木材産業の活性化に繋げることが重要だと考えています。

そこで、奥球磨地域では、大径材有効活用などの課題に対し、地域内の木材関連事業者と建材商社が連携して「奥球磨みらいのもり創造協議会」を立ち上げ、球磨スギ・ヒノキの高付加価値化による、地域林業再興チャレンジを推し進め、大手木材需要者への事業拡大を目指しています。

奥球磨産材の安定供給は、必ずや地域内の経済循環を生み出し、森林から得られる利益還元率を高め、地域林業・木材産業ひいては地域活性化に繋がると考えています。奥球磨みらいのもり創造協議会と共に、奥球磨地域の森林資源を活かした事業へ意欲のある方を地域おこし協力隊として募集します。

1. 募集職種

湯前町地域おこし協力隊

2. 雇用形態

会計年度任用職員

3. 募集人数、活動内容等

① 林業振興に関する活動（1名）

「湯前町役場及び林業事業体」での勤務を基本活動とし、町の林業の振興に対して従事していただきます。

（活動事例）

- ・ 奥球磨みらいのもり創造協議会の運営全般に関する業務
専用のサプライチェーンマネジメントシステムの管理、運営、HPの更新等
（各種林業事業体と連携しながら、製品の販売予測や、在庫状況及び在庫予測、製品生産計画を勘案した素材生産計画などの情報を共有し、効率的生産及び安定供給の体制を構築して合理的な事業の推進を図る）
- ・ 球磨スギ、ヒノキの流通及び販売促進
（林業事業体及び製材業者、建材商社と協力体制を構築し、球磨スギ・ヒノキブランドの事業拡大を目指す）
- ・ 私有林の経営管理及び森林整備計画に関する業務
（まずは、本町の業務を行いながら奥球磨地域の現状を把握し、林業事業体等との連携を円滑に進める）

4. 任用期間

任用日～令和7年3月31日

※最長3年まで延長することができます。

※任用期間は原則上記の期間となりますが、着任時期等のご相談に応じることとも可能です。

5. 勤務地

湯前町役場及び林業事業体事務所

6. 募集対象（募集条件）

(1) 年齢 応募日現在で概ね20歳以上の方

(2) 性別 問いません

(3) 住所 現在、三大都市圏(※1)又は都市地域(※2)等（過疎地域等条件不利地域指定の市町村以外(※3)）に居住し任用後に、住民票を湯前町に異動し移住

できる方。

- (4) 普通自動車運転免許を取得し、日常的に普通自動車を運転している方。
- (5) 集落になじむ意思があり、住民とともに地域活性化に取り組む意欲のある方。
- (6) 地域の活動やイベントにも参加できる方。
- (7) パソコン（Word、Excel など）の一般的な操作ができる方。
- (8) その他 家族での居住も可能です。

※1) 三大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県をいう。

※2) 都市地域とは、「過疎、山村、離島、半島等の地域」（条件不利地域）に該当しない市町村をいう。

※3) 過疎地域等条件不利地域指定の市町村とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の各法により指定された地域を有する市町村をいう。詳細は、総務省「地域おこし協力隊」のホームページに掲載されている「特交付税措置に係る地域要件確認表」をご覧ください。

6. 待遇・福利厚生

月給 最大 195,729 円（共済掛金、社会保険料自己負担分を含む。賞与あり）

- ・原則は、平日（月～金）の勤務とし、1 週間の勤務時間は 35 時間を上限
※勤務時間超過分は、規定により別途支給
- ・市町村職員共済、社会保険、雇用保険、市町村非常勤職員公務災害補償条例を適用
- ・原則として町が指定した住宅に入居していただきます（家賃補助あり）
※実家の場合は例外です。また光熱水費、生活必需品等は自己負担
- ・活動に必要な車両は湯前町が準備します
- ・引っ越しにかかる費用は自己負担とします

7. 応募の手続き

- ・ 募集期間

令和 6 年 5 月 10 日（金） ～ 随時募集

- ・ 提出書類

応募用紙に必要事項を記載のうえ、住民票の写しと運転免許証の写しを添付して、湯前町役場企画観光課地域振興係まで、郵送もしくは持参して下さい。

なお、応募用紙等はお返ししません。

※応募用紙は、町 HP よりダウンロードしていただくか、役場までお問合せください

8. 応募・問い合わせ先

〒868-0621

熊本県球磨郡湯前町1989番地1

湯前町役場 企画観光課 地域振興係

電話：0966-43-4129（内線 221）

FAX：0966-43-3013

E-mail：kikakushinkou@yunomae.kumamoto.jp

9. 選考方法

書類及び面接による選考を行います。

① 第1次選考

書類選考のうえ、結果を速やかに文書で通知します。

② 第2次選考

第1次選考合格者を対象に面接による審査を行います。詳細は個別に調整します。選考結果（最終）は、面接後1週間を目途に文書で通知します。

※第2次選考は新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、選考方法を変更する場合があります。